

現場代理人の常駐義務緩和措置について 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">現場代理人の常駐義務緩和措置について</p> <p>沼田市建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第10条第3項の規定による「現場代理人の工事現場における常駐を要しない」場合について下記のとおりとし、<u>令和7年4月1日</u>以降に当初契約する工事から適用しますのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 常駐義務緩和措置について 以下の2点のいずれかに該当する場合は、常駐を要しないこととします。 (1) 当初の請負金額が<u>200万円</u>以下の工事 (2) 以下のいずれかの期間に該当するとき。 ア 請負契約の締結後、現場での作業に着手するまでの期間 イ 工事を全面的に一時中止している期間（悪天候により中止する場合も含む。） ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等、工場製作のみが行われている期間 エ 工事完成通知書の提出日から完成引渡し日までの期間</p> <p>2 現場代理人の兼任について (1) 以下の要件をすべて満たす場合、複数現場の現場代理人の兼任を認めます。 ア 沼田市内の工事現場であること。 ※発注者が異なる場合は、すべての発注者が了承していること。 イ 兼任する工事の当初の請負金額の合計が<u>4,500万円</u>未満（建築一式工事にあつては<u>9,000万円</u>未満）であること。 ウ 設計図書等に兼任を認めない旨の記述がないこと。 エ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保し、兼任しているいずれかの工事現場に常駐していること。 <u>オ 沼田市工事成績評定点による入札参加制限等に関する要綱に規定する指導書又は警告書の通知を受けた場合は、通知を受けてから1年以上経過していること。</u></p> <p>(2) 兼任を認める件数について 2件までとします。 なお、当初の請負金額が<u>200万円</u>以下の工事については件数に含めません。</p> <p>(3) 補足事項 近接工事及び緊急工事（災害復旧工事等）を含む場合、上記（1）、（2）の要件を緩和する場合があります。 兼任する期間は、原則として契約日から完成引渡し日までとします。</p>	<p style="text-align: center;">現場代理人の常駐義務緩和措置について</p> <p>沼田市建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）第10条第3項の規定による「現場代理人の工事現場における常駐を要しない」場合について下記のとおりとし、<u>令和6年4月1日</u>以降に当初契約する工事から適用しますのでお知らせします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 常駐義務緩和措置について 以下の2点のいずれかに該当する場合は、常駐を要しないこととします。 (1) 当初の請負金額が<u>130万円</u>以下の工事 (2) 以下のいずれかの期間に該当するとき。 ア 請負契約の締結後、現場での作業に着手するまでの期間 イ 工事を全面的に一時中止している期間（悪天候により中止する場合も含む。） ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等、工場製作のみが行われている期間 エ 工事完成通知書の提出日から完成引渡し日までの期間</p> <p>2 現場代理人の兼任について (1) 以下の要件をすべて満たす場合、複数現場の現場代理人の兼任を認めます。 ア 沼田市内の工事現場であること。 ※発注者が異なる場合は、すべての発注者が了承していること。 イ 兼任する工事の当初の請負金額の合計が<u>4,000万円</u>未満（建築一式工事にあつては<u>8,000万円</u>未満）であること。 ウ 設計図書等に兼任を認めない旨の記述がないこと。 エ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保し、兼任しているいずれかの工事現場に常駐していること。 <u>[新設]</u></p> <p>(2) 兼任を認める件数について 2件までとします。 なお、当初の請負金額が<u>130万円</u>以下の工事については件数に含めません。</p> <p>(3) 補足事項 近接工事及び緊急工事（災害復旧工事等）を含む場合、上記（1）、（2）の要件を緩和する場合があります。 兼任する期間は、原則として契約日から完成引渡し日までとします。</p>

